

補助金調書

補助金名	福岡流通団地振興補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業 部経営支援課(TEL441-2027)
交付先	団体	福岡流通センター内の 組合等又は団体			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	4月			
(公募の場合) 応募要件	①規約、会則等の定めがあること ②適切な会計処理がなされていること ③意思決定が民主的な方法により行われていること ④代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること ⑤堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること ⑥福岡市内に活動の主たる事務所を有していること					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成23	年度	経過年数	11	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 福岡市東区多の津一丁目、二丁目に立地する都市計画法第8条第1項第13号に立地する流通 業務地区内の企業の振興 【対象事業】 ①福岡流通センターまつりの実施に関すること ②福岡流通センターの広報に関すること ③福岡流通センター内に事業所を有する民間企業の従業員の研修に関すること ④その他、福岡流通センター内の企業を振興するために必要な事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する 理由	福岡流通センターは、西日本でも有数の広域流通拠点を形成しており、地域の経済活動を支えている。当該補助金を交付することで福岡流通センターの振興を図ることになり、ひいては福岡市の経済活動を支えることになるため、本事業の継続が必要であるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 【補助対象経費】 ①報償費 ②需用費 ③役務費 ④委託費 ⑤使用料及び賃賃料 ⑥備品購入費 【補助金額の算定方法・考え方】 交付対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付とする。この場合において、備品購入にあつては、補助対象経費の総額の10%以内の額とする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	300 千円	19 千円	340 千円	400 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	・流通センターホームページの運営 (流通センターまつりを開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった)					
補助金交付 による効果	ホームページに流通センターに関する情報を発信することにより、流通センターの振興に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。